

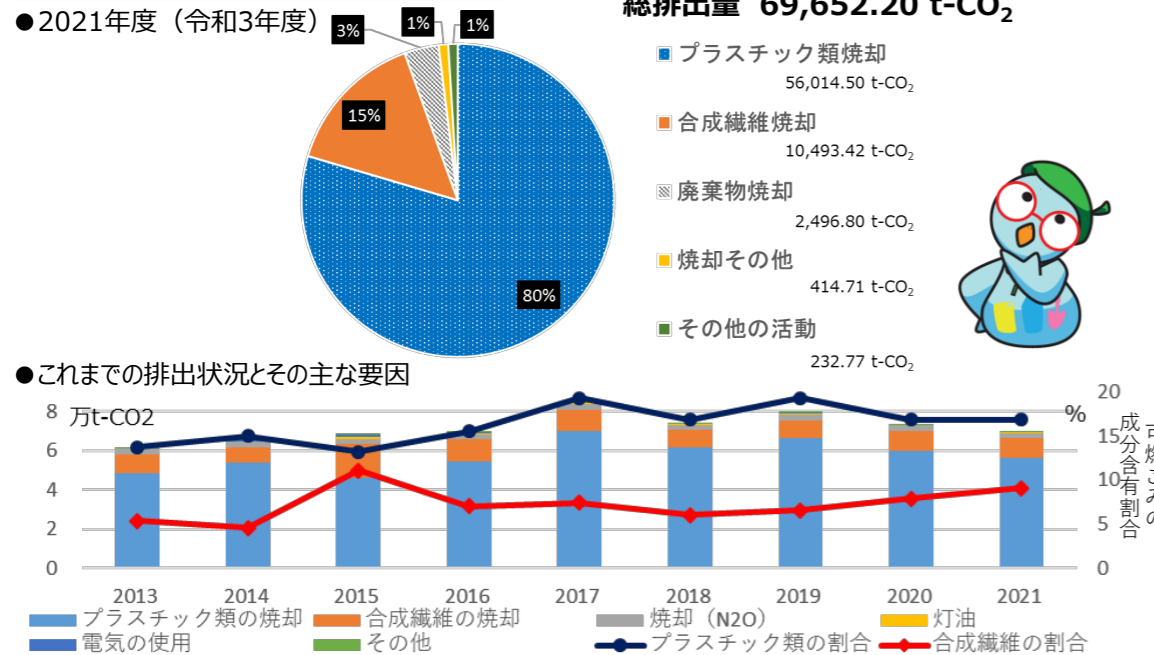


# 豊中市伊丹市クリーンランド 地球温暖化対策実行計画（概要版）

## 【1.計画の背景】

- 地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、世界的に低炭素社会の実現に向けた取組みが求められている。
- 政府がめざす目標
  - 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ（2021年5月改正地球温暖化対策の推進に関する法律）  
⇒**2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減する。**（政府実行計画は**50%削減**）
- ※ 政府目標を達成できるよう、同法により地方公共団体も計画を策定し、実行するよう義務づけられた。

## 【2.これまでの温室効果ガスの排出状況】



## 【3.目標設定に関する課題】

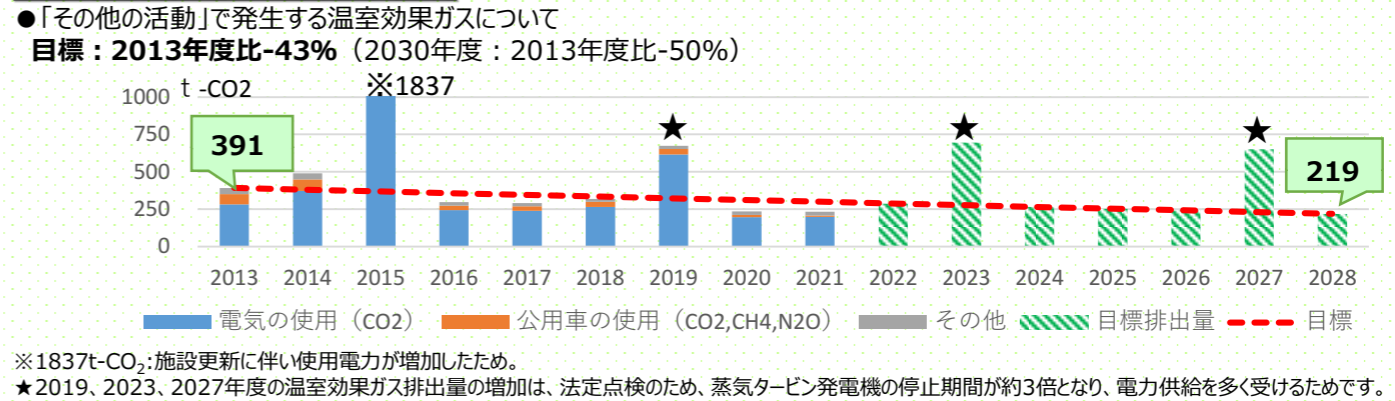
- 温室効果ガス排出量の**99%がごみの焼却により発生**  
うち、**80%がプラスチック**、**15%が合成繊維**の焼却により発生  
⇒ 焼却量やごみ中のプラスチックや合成繊維の割合に大きく依存
  - 排出量を半分にするには、ごみ焼却事業を行う以上技術的に困難
- ↓
- ごみ焼却施設であるクリーンランドの特殊性を鑑みて、温室効果ガスが発生する活動を次のとおり分類し、それぞれ目標年度における具体的な温室効果ガスの削減目標と取組みを設定する。

活動の種類	内容
「その他の活動」によるもの	タービン停止時における電力の購入や公用車等の使用、リサイクルプラザでの一般廃棄物の中間処理など焼却に関係しない活動
「一般廃棄物の焼却」によるもの	一般廃棄物（ごみ）焼却にかかるもの（灯油の使用、工場廃水の処理を含む）

## 【4.計画の基本的な事項】

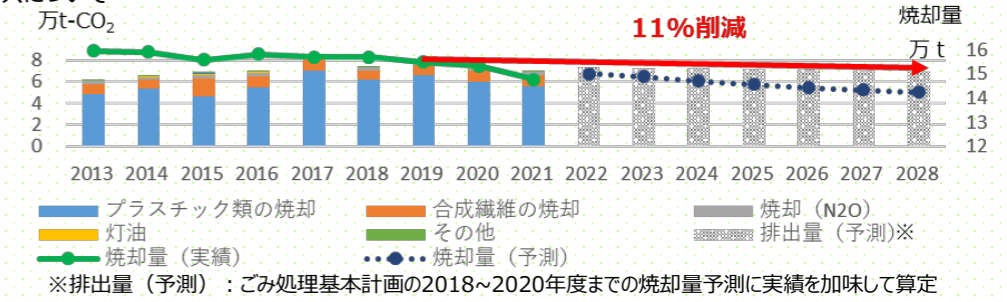
- 計画期間：ごみ処理基本計画（令和元年度（2019年度）-令和10年度（2028年度））と整合を図るため、令和4年度（2022年度）を初年度とする7年間とする。
- 基準年度：平成25年度（2013年度）（2021年10月22日閣議決定 地球温暖化対策計画より）

## 【5.目標と目標達成に向けた取組み】



- 「一般廃棄物の焼却」で発生する温室効果ガスについて  
目標：2013年度比**+13%**に抑制（2019年度比**-11%**）

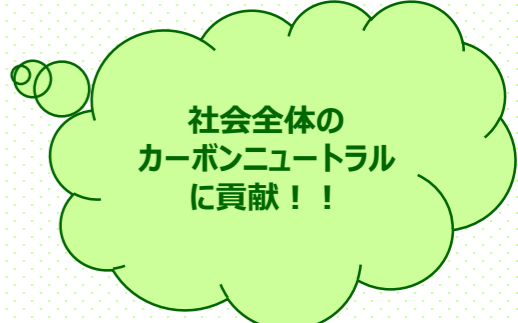
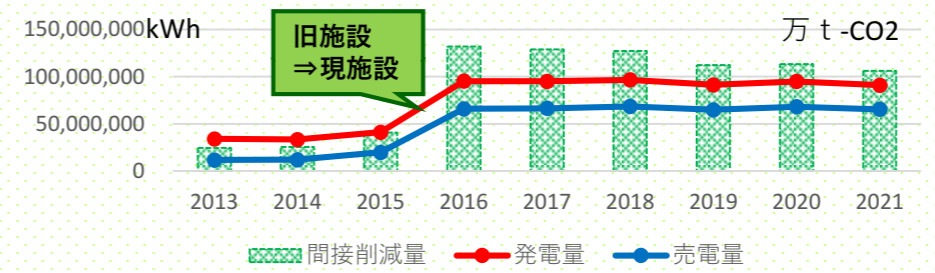
《抑制目標となる背景》  
・2012年よりプラ製品を焼却し、サーマルリサイクルすることでエネルギーの有効活用を開始  
↓  
・プラ製品を可燃ごみとして収集開始  
↓  
・可燃ごみ中のプラ割合が増加（温室効果ガス排出量が増加）



- 取組み内容
- 《2028年度の目標達成に向けた取組み》
- ◆使用電力の購入は、できるだけ温室効果ガス排出係数の小さい小売電気事業者を選択するよう検討する。
  - ◆使用する公用車は、ほぼすべてを次世代自動車とすることに努める。  
※代替可能な次世代自動車がない場合を除く。
  - ◆照明（蛍光灯）のLED化100% ※代替商品がない場合等は除く。
- 《2050年のカーボンニュートラルの達成に向けた取組み》
- ◇使用電力の購入は、温室効果ガス排出係数がゼロの電力を選択するよう検討する。
  - ◇経済的に利用可能な最善の技術（BAT（Best Available Technology））の導入  
【例】（施設更新時などに）カーボンフリー燃料の導入の検討  
さらなる高効率発電の検討  
さらなる未利用エネルギー活用の検討
- 《ごみ減量・分別推進への取組み》
- ◆環境学習事業等を継続し、ごみの減量・分別を推進する。

## 【6.発電（余剰電力の売却）による間接削減】

- 温室効果ガス排出量の算定方法において間接的に削減した量を減じる仕組みがない。  
しかし…↓  
○焼却余熱を利用して発電した電力の売却により、発電事業者等が発電のために使用する『燃料の使用』等による温室効果ガスの排出を抑制し、社会全体の温室効果ガスの排出削減に貢献するものと考えられる。



## 【7.その他削減数値目標を伴わない取組み】

- ◆クリーンランド「環境にやさしい作戦」の継続
- ◆余剰電力の売却による間接削減【再掲】
- ◆照明のLED化（売電による間接削減の上積み）【再掲】

## 【8.計画の推進】

- ◆年度毎の温室効果ガス排出量について、点検・評価する。
- ◆温室効果ガス排出量・間接削減量を公表する。
- ◆必要に応じて本計画の見直しを行う。